

安定同位体比検査による産地判定及び対応の手順書

【目次】

1	目的	2
2	協議会会員の事前準備	2
3	県職員による会員事業所への事前調査	2
4	安定同位体比検査による産地判定の実施	2
5	協議会会員の同意	4
資料 1	同意書	5
資料 2	検体抽出指示書	6
資料 3	安定同位体比検査 試験依頼書	7
資料 4	安定同位体比検査の手順	8
資料 5	安定同位体比検査による産地判定のフロー	9
資料 6	用語	11

平成 3 1 年 1 月

安全安心な高知県産ショウガ推進協議会

1 目的

高知県産ショウガの安全安心を積極的にPRするため、安全安心な高知県産ショウガ推進協議会（以下「協議会」という。）会員の取扱っている高知県産ショウガについて、安定同位体比検査により高知県産表示の妥当性を確認し公表する。

2 協議会会員の事前準備

(1) 会員事業所責任者の決定

会員は、事前に出荷場ごとに常駐する者2名の会員事業所責任者を決定する。

(2) 県職員による会員事業所の事前調査の準備

会員は、県職員による会員事業所の事前調査により情報収集を行う3（1）から（7）の調査事項について、情報の整理及び提供する資料の準備を行う。

(3) 会員の取扱うショウガの生産者及び生産地情報の整理

安定同位体比検査による産地判定で検体として抽出するショウガ（出荷前段階の商品となっている高知県産ショウガ）について、生産者及び生産地の確認ができるようにしておく。

3 県職員による会員事業所への事前調査

県職員が会員事業所を訪問し、高知県産ショウガの信頼回復のための取組の参考となる以下の情報収集を事前に行う。

(1) 事業所（事務所、倉庫、出荷場等）の所在地、各施設の役割

なお、施設が出荷場である場合は、出荷場ごとの会員事業所責任者2名を確認

(2) ショウガの仕入れの状況（高知県産、県外産、外国産の取扱状況、数量、作柄、仕入先（生産者及び事業者）、仕入先からの原産地の確認方法、生産履歴の有無、集荷の方法等）

(3) 産地別ショウガの管理状況（保管倉庫の混入防止策、出荷作業場の状況等）

(4) ショウガの出荷状況（産地別の出荷状況（出荷先、数量、出荷時期等）、集積場所、出荷時間等）

(5) 会員の出荷前段階の商品となっているショウガについて、生産者及び生産地を特定できるようになっているか。また、特定が可能なら、その特定方法の確認。

(6) 産地偽装の事業への影響

(7) その他、検体の抽出作業の参考となること。

4 安定同位体比検査による産地判定の実施

安定同位体比検査を（株）同位体研究所に依頼することとし、検査に必要な検体の抜き取り等を以下の手順で行う。

(1) 検体抽出実施の決定

県において、検体の抽出を行う会員及び時期を決定し、「(資料2) 検体抽出の指示書」を作成する。

(2) 検体の抜き打ち抽出及び（株）同位体研究所への送付

ア 県職員が抜き打ちで会員事業所を訪問し、会員事業所責任者を確認する。

- イ 会員事業所責任者に「(資料2) 検体抽出の指示書」を提示し、協議会会員の事前の同意に基づき、会員の取扱っている高知県産ショウガ3個(1個あたり50g以上の個体)を抽出することを伝える。
 - ウ 会員事業所責任者ととも、会員事業所内にある会員の取扱っている高知県産ショウガを確認する。
 - エ 会員の取扱っている出荷前段階の商品となっている高知県産ショウガの中から検体とするショウガを、県職員が、自らの意思で無作為に3個抽出する。
 - オ この際、会員事業所関係者から、どのショウガを抽出するのかについて指示は受け付けない。
 - カ 検体とするためショウガを抽出した箱等を、会員が出荷しようとする際に、重量不足等を起こさないようにするため、会員事業所責任者が確認する。
 - キ (3)ウ及びカの確認を行ったことについて、「(資料3) 安定同位体比分析 試験依頼書」の「検体の詳細情報」に、確認を行った会員事業所責任者が自筆サイン(職名・氏名)をする。
 - ク 県において検体を(株)同位体研究所に送付する。
- (3) (株)同位体研究所からの分析試験報告書の送付
- 検体の送付から2、3週間後に、検体の分析試験報告書が送付されてくる。
- (4) 分析試験報告書において、「高知県産の表示は注意が必要」との判定結果が出た場合
- 再度、抜き打ちによる検体の抽出を行い、安定同位体比検査による産地判定を行う(手順は4(1)から(2)のとおり)。
- (5) - 1 分析試験報告書において、「高知県産の表示が妥当である」との判定結果が出た場合
- ア 県から会員に判定結果の通知を行う。
 - イ 県において、県のホームページに判定結果を公表する。
(この回の検査作業はこれで終了)
- (5) - 2 分析試験報告書において、「高知県産の表示が妥当でない」との判定結果が出た場合
- ア 県から、判定結果の通知及び当該会員の取扱うショウガの自主的な出荷停止及び自主回収について要請を行う。
 - イ 併せて、原因特定のための自主調査及び調査結果の県への報告について要請を行う。
なお、調査手法等については、県がサポートを行う。
 - ウ 当該会員から報告のあった原因について、県が確認を行う。(※)
 - エ 判定結果及び当該会員が特定し県が確認した原因について、協議会会員で情報共有する。
 - オ 県において、県のホームページで判定結果及び当該会員が特定し県が確認した原因について公表する。
 - カ 県から当該会員に改善策の策定及び県への報告を要請する。
 - キ 当該会員において改善策を策定し、県に報告する。

- ク 当該会員が策定した改善策について、協議会会員で情報共有する。
- ケ 県は、県のホームページで当該会員の改善策を公表する。
- コ 当該会員は、改善策の実施を以って自主的な出荷停止を解除する。
- サ 会員の意思による違反行為が明らかに確認できる場合や、会員自身の原因特定及び改善策の策定が不十分である場合、食品表示法に基づく県の立入検査等を行う。
この場合、違反行為が是正されるまで自主的な出荷停止は継続する。
- ※ なお、原因特定等を行わず退会をした場合は、判定結果を公表する。

5 協議会会員の同意

協議会が取り組む高知県産ショウガの信頼回復に向けた取組の実施に先立って、協議会会員は「(資料1) 同意書」の内容を確認し、同意すれば事務局である県に同意書を提出する。

資料1 (同意書)

同 意 書

平成 年 月 日

安全安心な高知県産ショウガ推進協議会長 様

安全安心な高知県産ショウガ推進協議会

会員 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印

安定同位体比検査による産地判定について

安全安心な高知県産ショウガ推進協議会の会員である高知県が行う標記検査の実施について、下記のことを同意します。

記

- 1 高知県が行う、抜き打ちによる安定同位体比検査による産地判定に協力すること。
- 2 判定結果が出た後の対応も含めて、「安定同位体比検査による産地判定及び対応の手順書」に定める手順に従うこと。
- 3 高知県職員が検査のために抜き取りを行ったショウガは、無償で提供すること。
- 4 高知県のホームページで、判定結果等の公表を行うこと。

※ 社印とともに代表者印を押印して提出すること。

資料2 (検体抽出指示書)

指 示 書

番 号
年 月 日

〇〇農業振興センター (〇〇農業改良普及所) 所長 (室戸支所長) 様

高知県農業振興部長

安定同位体比検査による産地判定に係る検体の抽出について

標記について、安全安心な高知県産ショウガ推進協議会会員 株式会社〇〇〇の事業所内において、同会員の取扱っている高知県産ショウガから、下記により検体の抽出を行ってください。

記

- 1 抽出期間 〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日までに検体の抽出を行い、検体に必要書類を添えて密封し、株式会社同位体研究所に送付すること。
- 2 検 体 会員事業所の関係者から、会員の取扱っている高知県産ショウガであることを確認してから、一検体につき高知県産ショウガ3個を抽出すること。
- 3 写 真 会員事業所におけるショウガの取扱い状況の写真1枚、検体(3個)の抜き取り作業の写真各1枚、抽出した検体(3個)の写真1枚、発送用段ボール箱に検体を詰めた状態の写真1枚の計6枚の写真撮影を行うこと。
- 4 書 類 本指示書に添付している「安定同位体比分析 試験依頼書」の「検体名」欄及び「検体の詳細情報」欄に必要事項を記入して2部複写し、原本は検体と同封して株式会社同位体研究所に送付すること。
複写のうちの1部は、写真6枚と共に速やかに地域農業推進課に送付し、残りの複写は農業振興センターで、写真6枚と共に取扱いに注意し厳重に保管すること。
- 5 そ の 他 本指示書を提示しても会員事業所の協力が得られない場合は、対応を行った相手の役職、氏名、日時、協力できない理由を記録し、地域農業推進課 (電話: 088-821-4541、FAX: 088-873-5162) に連絡すること。
また、抽出作業の詳細は、「安定同位体比検査による産地判定及び対応の手順書」に従って行うこと。



同位体研究所

ISOTOPE RESEARCH INSTITUTE

安定同位体比分析 試験依頼書

【分析業務部】

神奈川県相模原市緑区西橋本5丁目4-21 TEL 042-703-6261
 さがみはら産業創造センターSIC-1 1106号室 FAX 042-773-7710

(資料3)安定同位体比検査 試験依頼書

■ご依頼者名(会社名) 高知県農業振興部地域農業推進課		■住所 〒780-0850 高知県高知市丸の内1丁目7番52号																													
■E-mail 160201@ken.pref.kochi.lg		■部署名 農業振興部 地域農業推進課 ■TEL 088-821-4541																													
■ご請求方法(左よりご選択下さい) <input checked="" type="checkbox"/> 初回発注 <input type="checkbox"/> 発注時支払い割引(5%) <input type="checkbox"/> 通常発注(翌月末振込)																															
■役職名 チーフ(表示・市場担当)		■ご担当者名 田中 岳 ■FAX 088-873-5162																													
検体名 ショウガ	分析内容 高知県産ショウガとの表示の妥当性	検体数 1	備考(検体情報) 高知県産 生鮮ショウガ																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">検体の詳細情報</th> </tr> <tr> <th>会員名</th> <th>高知県産 生鮮ショウガ (3個)</th> <th>検体コード</th> <th>保存状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>抽出した検体が、委員の取扱っている高知県産ショウガであることを確認及び検体として高知県産ショウガを採取した箱等の確認をした会員事業所責任者の役職・氏名(自書)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>抽出日時</td> <td>年 月 日 午前・午後</td> <td>時 分 秒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>抽出場所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>抽出者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>所属・役職・氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>				検体の詳細情報				会員名	高知県産 生鮮ショウガ (3個)	検体コード	保存状態	抽出した検体が、委員の取扱っている高知県産ショウガであることを確認及び検体として高知県産ショウガを採取した箱等の確認をした会員事業所責任者の役職・氏名(自書)				抽出日時	年 月 日 午前・午後	時 分 秒		抽出場所				抽出者				所属・役職・氏名			
検体の詳細情報																															
会員名	高知県産 生鮮ショウガ (3個)	検体コード	保存状態																												
抽出した検体が、委員の取扱っている高知県産ショウガであることを確認及び検体として高知県産ショウガを採取した箱等の確認をした会員事業所責任者の役職・氏名(自書)																															
抽出日時	年 月 日 午前・午後	時 分 秒																													
抽出場所																															
抽出者																															
所属・役職・氏名																															
■請求先 (ご依頼者と異なる場合はご記入ください。)																															

分析指示事項(サンプリング部位、検体取扱上の注意事項)

分析試験報告書の試料名欄には検体名欄の記載、及び検体の詳細情報の会員名の記載、並びに抽出日時欄の年月日の記載の転記をお願いします。

お支払いについて:

1. ご新規(初回発注)の場合、検体受領時にご請求させて頂きますので、検査完了前にお支払いをお願いします。
2. 2回目以降のご発注の場合、検査完了時に報告書をご請求書をお送り致します。翌月末までにお支払いをお願いします。
3. 割引については、事前支払い割引15%もごさいます。(検査受託時に請求書を発行致しますので、前払いにてお支払いください。ただし、初回発注を除く)
4. 数量割引(10検体以上)、定期検査割引等の割引がございます。詳しくは検査業務担当にご照会ください。

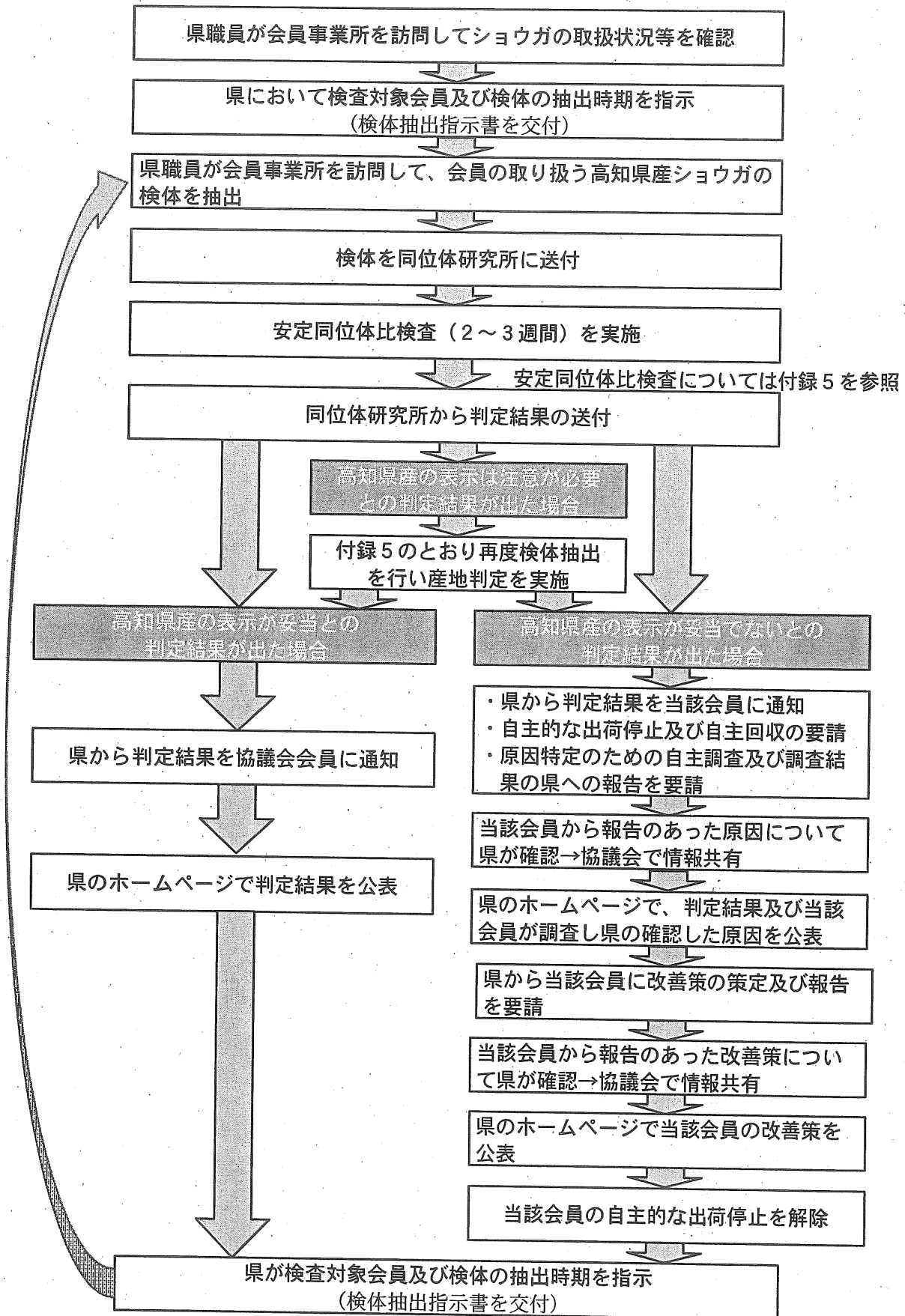
※弊社記入欄

受付日	受領確認	受領No.	完了予定	備考
/ /			/ /	

検体送付先:【分析部門】〒252-0131 神奈川県相模原市緑区西橋本5丁目4-21 さがみはら産業創造センターSIC-1 1106号室

お問い合わせ先: 電:042-703-6261/FAX:042-773-7710 e-mail:test@isotope.sc HP:http://www.isotope.sc

安定同位体比検査の手順



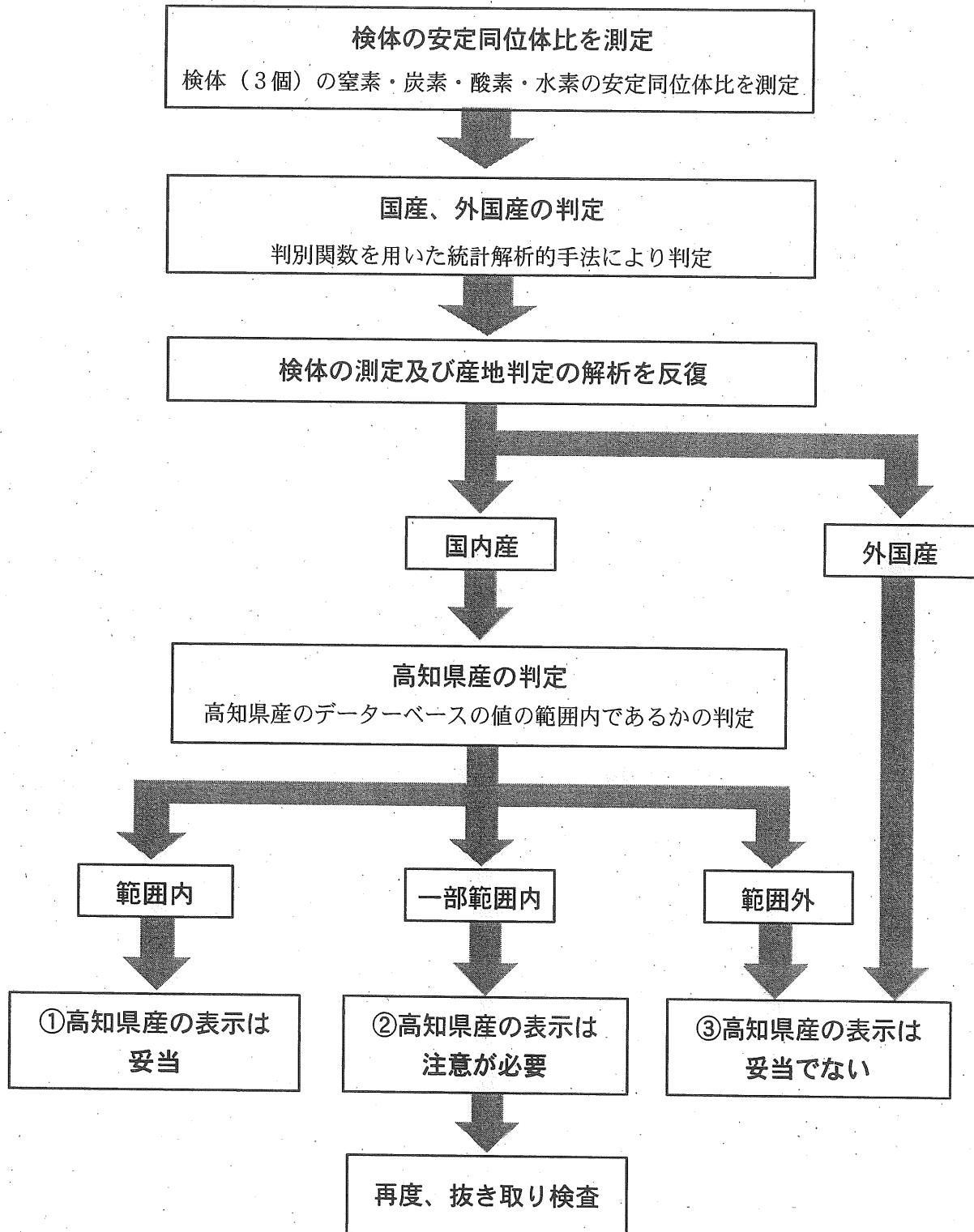
安定同位体比検査による産地判定のフロー

ショウガの安定同位体比検査方法

検体中に存在する酸素、水素、窒素、炭素の安定同位体比を標準サンプルと比較し、産地を判定するもの。

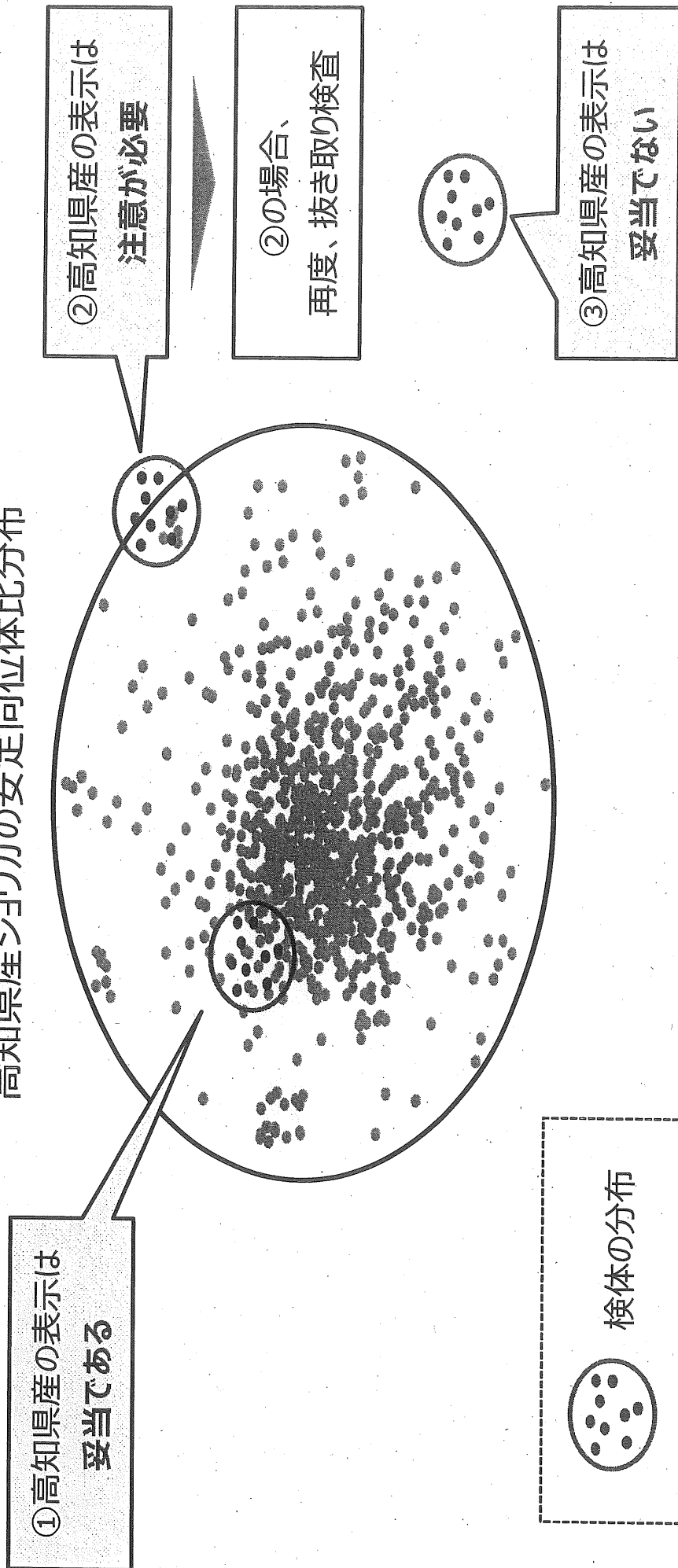
安定同位体比は、各地の水や土壌によって違いがあり、そこに生息する生物が取り込んだ安定同位体比を、外国、国内各地で採取した標準サンプルと比較して産地を判定する。

なお、今回の検査は、「高知県産であるかどうか」を判定する。



安定同位体比検査によるシウガの産地判別

高知県産シウガの安定同位体比分布



資料6 (用語)

- (1) 協議会
安全安心な高知県産ショウガ推進協議会のこと。
- (2) 会員
安全安心な高知県産ショウガ推進協議会の趣旨に賛同し参加した会員で、J A及び高知県も含む。
- (3) 会員事業所責任者
会員事業所内にあるショウガについて、高知県産ショウガであることが確認できる立場にある者。
会員において、事前に、出荷場ごとに2名を決定しておく。
- (4) 検体
安定同位体比検査による産地判定を行うため、県職員が抽出を行い(株)同位体研究所に送付する高知県産ショウガのこと。
- (5) 抽出
会員事業所内で、会員の取扱っている高知県産ショウガの中から、県職員が無作為に検体を選び、抜き取りを行う行為のこと。
- (6) 会員の取扱うショウガ
会員が、会員自らの事業の用に供するため、仕入れ保管しているショウガのこと。会員が他人の所有するショウガを会員事業所において保管しているものは該当しない。
- (7) 高知県産ショウガ
高知県で栽培されたショウガのこと。
なお、高知県以外の産地で収穫したショウガを仕入れて、これを種芋として栽培し、栽培後に収穫して出荷しようとする場合、食品表示法では、栽培により増加した芋の部分は高知県産ショウガとなるが、種芋の部分は、元の高知県以外の産地から産地が変わることはなく、高知県産とはならない。